

飲食店の特例及び届出の要件について（チェックシート）

飲食店は、令和2年4月1日から「原則屋内禁煙」です。
（屋内で喫煙する場合は、喫煙室の設置が必要です。）

経営規模が小さい既存飲食店は、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えられられるため、下記の条件を満たす場合は喫煙可能室の設置や喫煙可能店となることが認められます。（既存特定飲食提供施設）

- ◎喫煙可能室（お店の一部に、喫煙しながら飲食できる部屋）を設置する場合や、喫煙可能店（お店全体が喫煙しながら飲食できる店）となる場合に、「喫煙可能室設置施設届出書」の提出が必要になります。

「喫煙可能室設置施設 届出書」のためのチェックシート

届出の前に、ご自分の店舗が1～3の要件（既存特定飲食提供施設）に該当しているか確認してください。

- 1 令和2年4月1日時点で現存する飲食店である。

はい

いいえ

- 2 個人又は中小企業（資本金 5,000 万円以下）が経営している。

はい

いいえ

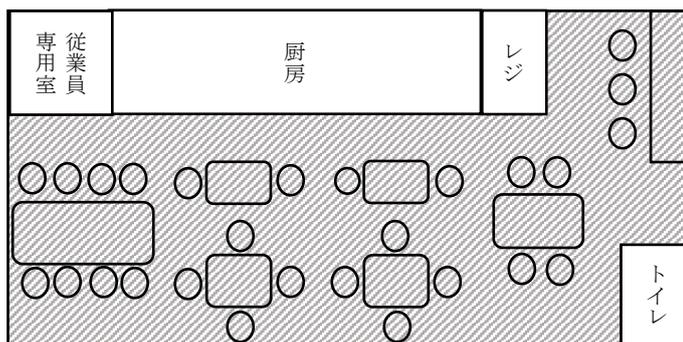
- 3 客席部分の面積は何平方メートルですか？

客席部分の面積が 100 m²以下の店舗である。

m²

※客席部分の考え方：「客席」とは、飲食をさせるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指します。（斜線部）

〈例〉



- 4 全ての要件を満たしている場合に、「喫煙可能室設置施設届出書」を山形市保健所へ提出してください。

※申請に必要なもの：費用については無料です。届出書には、押印及び営業許可番号、営業許可日が必要になります。

- 5 既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類を備え、保存しておいてください。（届出の際の添付は不要です。）

※床面積に係る書類（客席面積がわかるもの）：店舗図面等

資本金額・出資総額に係る書類：資本金額や出資総額が記載された登記、賃借表、決算書、企業パンフレット等